

宮城県保育士修学資金貸付事業 募集概要

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

1 事業の目的

指定保育士養成施設に在学する方で保育士資格の取得を目指し、卒業後は宮城県内の保育所等で保育士として就業することを目指す学生に対して修学に必要な資金を貸与することで、県内の保育士の確保を図ることを目的とするものです。

2 貸付対象者

次の全てを満たす学生が対象となります。

- ①保育士養成施設に在学し、県内に住民登録をしている（養成校に入学する前月まで1年以上県内に住民登録をしていた方も可）又は県内の養成施設に在学している
- ②優秀な学生であって、かつ世帯の経済状況等から真に本修学資金の貸付が必要と認められる
- ③他都道府県が実施する保育士修学資金を借り受けていない
- ④卒業後は、県内の指定施設にて保育士として業務に従事する意思を有する

3 貸付金額と利子

修学資金 月額5万円以内（総額120万円以内）

入学準備金 20万円以内

就職準備金 20万円以内

※その他、生活保護受給世帯等は生活費加算を受けることが可能です。

利 子 無利子

4 貸付金返還の免除

卒業後、1年以内に保育士登録を行い、宮城県内の保育所等の指定施設において5年間（過疎地域で従事した場合又は中高年離職者の場合は3年間）継続して保育士として業務に従事したとき貸付金の返還が免除されます。

5 貸付の人数

70人

6 申請の手続き方法

貸付希望者は各養成校を通じて申請書類を社会福祉法人宮城県社会福祉協議会に提出してください。

問い合わせ

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 地域福祉部総合相談課 貸付事業担当

連絡先（☎ 022 - 399 - 8844）